

## 第12回境港市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年11月12日(月) 午後1時30分から

2. 開催場所 境港市役所 第1会議室

3. 出席委員(12人)

会長(議長)	9番	足立晋哉
農業委員	1番	酒井美智子
	3番	阿部和夫
	4番	佐々木隆
	5番	藪内明
	6番	古徳哲郎
	7番	足立恵一
	8番	永井剛
最適化推進委員	1番	濱田孝
	2番	角興
	3番	築谷敏樹
	4番	永井和人

4. 欠席委員 2番 河岡誠

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	阿部英治
主幹	川田潤
主任	今井洋介

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 議案審議及び報告

議案第43号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第44号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第45号	農用地利用集積計画(案)について
議案第46号	農用地利用配分計画(案)について
報告第28号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第29号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第30号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

- 報告第31号 公共事業の施行に伴う付帯設備設置に係る農地転用報告書  
について
- 報告第32号 農地法第18条第6項の規定による通知書

## 7. 会議の概要

議長 ただ今から、平成30年 第12回境港市農業委員会総会を開会いたします。  
本日の欠席委員は1名ですので、定足数に達しており、会議は成立して  
おります。  
それでは、委員会会議規則第11条第2項に規定する総会の議事録署名委員で  
すが、議長から指名してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、5番藪内委員、6番古徳委員にお願いします。  
続いて、会務報告を行います。

(会長から次の事項について会務報告)

10月16日(火) 鳥取県農業会議会長の市長面談

10月22日(月) 常設審議委員会

10月24日(水) 西部地区農業委員会会長協議会総会

議長 それでは、議案審議に入ります。議案第43号「農地法第3条の規定による許  
可申請について」議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第43号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたしま  
す。  
議案の1ページから2ページです。  
譲受人が渡町のAさんで、譲渡人が大阪府堺市のBさんです。  
AさんはCさんの子の夫で、Aさんが夫婦で耕作されています。  
申請内容は申請地を売買により譲り受けて野菜の栽培をしたいということです。  
土地の所在は、境港市渡町、畑2筆、667㎡で市街化調整区域内にあります。  
地図は2ページです。  
次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、  
ご説明します。  
まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、所有権移転後も耕作を維持  
するとのことですので、農地を効率的に利用できると見込まれます。  
第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定につ

いては、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は1年を通して農作業に従事されるということで、農作業への常時従事は可能と見込まれます。

第5号の下限面積要件についてですが、借り入れ地の面積が、2,025㎡で、下限面積要件の20アールを満たすこととなります。

第6号の転貸禁止要件には該当いたしません。

第7号の地域調和要件ですが、耕作を維持することで農地の荒廃を防ぐことができるということで、今回の権利設定及び権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

現地調査は、濱田委員、足立委員、築谷委員にお願いしました。以上です。

議 長 事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第43号は、原案のとおり承認されました。  
続いて、議案第44号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。  
事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第44号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」説明させていただきます。  
議案の3～5ページです。

(番号1)

譲渡人は、境港市財ノ木町のDさんで、譲受人は財ノ木町のEさん、Fさんです。

土地の所在は、3ページにあります財ノ木町、畑、501㎡です。

申請理由は、申請地を売買により譲り受けて、住宅を建築したいということです。

申請地周辺の農地区分につきましては、住宅が連たんしている区域に近接している区域であり、第2種農地に該当します。

資力及び信用につきましては、金融機関からの融資証明証が提出されております。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。

土地改良区の同意の意見書は添付されております。

計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から適当と思われれます。周辺農地の営農条件への支障につきましては、盛り土、ためますを設置するなど被害発生のおそれはないと考えられます。

現地調査は、濱田委員、足立委員、築谷委員にお願いしました。以上です。

(番号2)

譲渡人は、芝町のGさんで、譲受人は兵庫県のHさんです。

土地の所在は、5ページにあります芝町、申請理由は、申請地を売買により譲り受けて、太陽光発電施設を建築したいということです。

申請地周辺の農地区分につきましては、住宅が連たんしている区域に近接している区域であり、第2種農地に該当します。

資力及び信用につきましては、残高証明書が提出されております。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。

土地改良区の同意の意見書は添付されております。

計画面積については、添付された土地利用計画図から適当と思われれます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、周辺地の耕作者に予め了解をとっておられます、また、勾配をつけて北側にある既設の素掘りの水路へ集め、地下浸透させるとのことで被害発生のおそれはないと考えられます。

現地調査は、足立委員、浜田委員、角委員にお願いしました。以上です。

議長 事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等はありませんか。

委員 農地としてはいい条件の土地であるため借り手がいなかったことが残念。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第44号は、原案のとおり承認されました。続いて、議案第45号「農用地利用集積計画(案)について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第45号「農用地利用集積計画（案）について」説明させていただきます。  
議案6ページから11ページです。  
7ページが総括表です。賃借権設定が畑33筆、51, 118㎡で、いずれも新規です。使用賃借権設定は畑13筆、17, 285㎡で、いずれも新規です。  
8ページの14筆が公社から担い手育成機構への利用権設定の付け替えです。  
うち番号5と6のIさんの分が使用賃借権です。  
番号1の利用者はJさん、番号2はKさん、番号3～14はLさんです。  
9～10ページが公社の利用権設定の一覧です。  
コード番号1～8の畑はMさんが借りられます。  
番号9は31番Nさんが借りられます。番号10はOさんが、番号11はPさんが借りられます。  
使用賃借権のコード23～30のQさん分はRさんの解約後にQさんが借受されたものです。32と33番もRさんが解約後、Sさんが借受されたものです。  
11ページが今回利用権の設定を受ける耕作者の農業経営状況の一覧です。  
いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当しており、特に問題はないと考えます。

議長 事務局から説明がありました。ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員賛成ですので、議案第45号は、原案のとおり承認されました。  
続いて、議案第46号「農用地利用配分計画（案）について」を議題とします。

（永井剛委員退席）

議長 事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第46号「農用地利用配分計画（案）について」説明させていただきます。

議長 事務局から説明がありました。ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第46号は、原案のとおり承認されました。次に、報告に入ります。事務局からお願いします。

(事務局から次の事項について報告)

報告第28号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第29号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第30号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第31号 公共事業の施行に伴う付帯設備設置に係る農地転用報告書  
について

報告第32号 農地法第18条第6項の規定による通知書

議 長 報告について、何か質問等はございますか。

委 員 一時転用で資材置き場等になった農地の事後点検について、農地を守るためにどのような手段をとれるか。

委 員 米子市は鉄板とブルーシートを敷いて対策してもらっているようにしている。

事 務 局 主に公共事業が対象になっており、一番良いのは原状復帰であることは間違いありませんが、農業委員会が転用許可前と施工後の状況を確認することが大切だと思います。今後米子市にどのような形で対策しているか確認し、境港市の対応も修正していきたいと思います。

委 員 荒廃農地の中には大きな樹木が生えている土地がある。

事 務 局 法的拘束力は無いが、まずは地権者に現状の写真を送付させてもらい、耕作者への影響も考えられるため適正管理を依頼しております。

続いて、

・その他協議事項、行事予定等

○常設審議委員会 平成30年11月22日(木)

○鳥取県農業委員会特別研修大会(湯梨浜町)

平成30年12月 5日(水)

○第13回境港市農業委員会総会 平成30年12月14日(金)

- ・農業委員会情報「農用区域とは」
  - ・境港市町界、町名、地番整理審議会委員の委嘱について(足立会長)
- 任期：平成30年11月1日から平成32年10月31日まで

議長 以上で、本日の審議は終了いたしました。その他に皆さんの方からございませんか。

委員 現在どのくらいの面積の農地を必要とされているかについて数値を把握しておく必要があり、農業委員で共有しておくべき。

事務局 今回の利用状況調査で農地の状況について調査を行います。秋冬にかけて耕作者の状況をアンケート形式で取りまとめてみようと考えています。若手農家については昨年取りまとめたところ。今度は一定面積を超える農家についても対象とし、農業委員会で報告させていただきます。

議長 以上をもちまして平成30年 第12回境港市農業委員会総会を閉会します。

平成30年11月12日

境港市農業委員会

議長

---

署名委員

---

署名委員

---